

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成29年7月5日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年6月28日付けで行った第 [Redacted] 号の保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成27年12月7日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）及び請求人の長女（以下「長女」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成29年6月28日、処分庁は、保護開始時以降、児童養育加算が認定されていないことを確認した。同日付けで、処分庁は、請求人に対し、最低生活費の遡及変更は発見月の前々月までであるとされていることから、同年4月に遡って児童養育加算を認定するとした同月分の保護変更決定（以下「本件変更決定」という。）を行い、通知した。
- 3 平成29年7月5日、請求人は大阪府知事に対し、本件変更決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

児童養育加算開始時期が本来ならば平成27年12月であるべきものが処分庁担当者の落ち度により受給されなかった。

- (2) 審理員が平成29年8月30日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

生活保護を申請して生活保護開始した時初めの担当者からこの件についての謝罪なし。

請求人は、病気で働けなくて養育費もきちんと支払ってもらえない状態の時に何度も今の担当者に相談したがすべてつけるものはついてるのでこれ以上どうもできないと言われ、生活がしんどい中生活していた。2才の長女にも辛い思いをさせ開始から児童養育加算されていない事を知りどれだけ大変で困っていたのかを知っているにもかかわらず請求人に何の落ち度もなく、処分庁側が落ち度がある事を認めているのに全額支給されないのは、納得できない。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成29年8月18日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成27年12月7日 請求人世帯の保護開始。長女を連れA市から転入。処分庁管内に居宅構え母子世帯として保護申請。

イ 平成29年6月28日 保護開始当初から、児童養育加算が認定されていないことを確認。同年4月1日に遡って児童養育加算を認定。請求人に連絡し、詳細は来所した際に説明する旨伝える。

ウ 平成29年7月5日 請求人及び同席した請求人の父に対し、保護開始時から児童養育加算を認定すべきであったが失念により認定していなかったこと、問答集問13-2答1に基づき扶助費の遡及支給は同年4月分までとなることを説明し謝罪するも、同月1日付の本件変更決定に不服があるとの申し出あり。審査請求について情報提供を行い、審査請求書を受領した。

エ 本件変更決定の正当性について

争点は、未支給であった児童養育加算を保護開始時の平成27年12月7日分まで遡及して支給できるかどうかである。本件は、何ら請求人に過失がなく、遡及支給される保護費が請求人の最低生活の回復に充てられることが見込めることから、保護開始時から児童養育加算の遡及支給を求める請求人の主張は正当なものである。

しかし、問答集問13-2答1に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及支給は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあることから、児童養育加算の認定は発見月及びその前々月までの3か月に限り遡及する決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成27年12月7日に処分庁が受理した請求人の生活保護開始（変更）申請書には、請求人世帯の世帯員が請求人及び長女である旨の記載がある。

イ 平成27年12月21日付けの保護決定調書には、「同月7日付けで生活保護を開始する。」とあるが、児童養育加算についての記載はない。

ウ 平成29年6月28日付けのケース記録票には、「〈児童養育加算について〉平成27年12月7日保護開始当初から児童養育加算がついていないことが判明。現状、児童の養育はしており、平成28年4月25日記事より平成27年12月分より児童手当受給・平成28年4月より収入認定となっているため、加算は必要である。遡及可能である平成29年4月保護費より児童養育加算を認定する。」との記載がある。

エ 平成29年6月28日付けの保護決定調書には、「変更年月日 同年4月1日、決定理由 児童養育加算を認定し、追給を行う。」と記載され、生活費の加算欄に、児童養育加算として15,000円を支給する旨の記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1第2章の6児童養育加算において「児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。」とし、次に掲げるものとして、「第1子及び第2子 3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)」と規定している。
- 平成27年度から平成29年度の児童養育加算額は、上記に該当する者は15,000円である。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

2 本件変更決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成29年6月28日に、請求人世帯に対し平成27年12月の保護開始当初から児童養育加算を認定すべきであったことを発見したため、前記1の(5)により、発見月の前々月である平成29年4月に遡り、同月分の保護費について児童養育加算相当額の15,000円の追給を行うという本件変更決定を行ったことが認められる。
- (2) 処分庁は、前記1の(5)に基づき、扶助費の遡及支給は3か月と限定されてい

ることから、児童養育加算の認定を発見月からその前々月分までとする本件変更決定を行った旨主張する。

確かに、前記1の(5)では、法に基づく生活保護の扶助費は生活困窮に直接的に対処する給付という性質のものであることから、保護費の遡及支給の限度は3か月とされており、3か月を超えて追加支給することは妥当でないと示されているところである。

しかしながら、本件については、前記2. 処分庁の主張の(1)のイ、エ及び(2)のウにあるとおり、請求人は平成27年12月7日の保護開始申請時、請求人及び長女を世帯員とする旨を処分庁に申請しており、よって、処分庁は同月から児童養育加算を認定すべきであったにもかかわらず、その漏れにより1年半近くにわたって児童養育加算を支給していなかったという事実は、処分庁自身が認めているところであり、本件変更決定に係る手続に瑕疵があることは明らかである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けられることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人に平成27年12月分以降の児童養育加算を認定していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。)」と判示する。

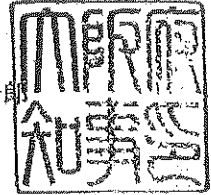
これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成27年12月分以降の保護費の決定処分は手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件変更決定がこれら処分の適法性を前提として平成29年4月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件変更決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年12月20日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。